

内子町社会福祉協議会居宅支援事業所運営規程

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人内子町社会福祉協議会が開設する内子町社会福祉協議会居宅支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定障害福祉サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が、居宅において日常生活を営むために支援が必要な利用者及び障害児に対し、適正な指定居宅介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所の従業員等は、利用者及び障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者及び障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境等に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯、及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）及び愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 3 年愛媛県条例第 16 号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名 称 内子町社会福祉協議会居宅支援事業所

二 所在地 愛媛県喜多郡内子町平岡甲 168 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1 名（常勤職員）（サービス提供責任者と兼務）

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行う。

二 サービス提供責任者（常勤職員）

介護福祉士 1 名（管理者兼務）

サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業員等に対する技術指導、居宅介護計画及び重度訪問介護計画、同行援護計画（以下「居宅介護計画等」という。）の作成等を行う。

三 従業員

常勤換算方法で、2.5人以上配置

従業者は、居宅介護計画等に基づき指定居宅支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 天災その他やむを得ず業務を遂行できない場合を除き、月曜日から金曜日とする。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- 三 サービス提供時間 午前8時30分から午後6時00分までとする。
- 四 上記の営業日、営業時間のほか電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(障害福祉サービスの内容)

第6条 本事業所で行う障害福祉サービスの内容は次のとおりとする。

- 一 居宅介護計画等の作成
- 二 身体介護に関する内容
 - ① 食事の介護
 - ② 排泄の介護
 - ③ 衣類着脱の介護
 - ④ 入浴の介護
 - ⑤ 身体の清拭、洗髪
 - ⑥ その他必要な身体介護
- 三 家事援助に関する内容
 - ① 調理
 - ② 衣類の洗濯、補修
 - ③ 住居等の掃除、整理整頓
 - ④ 生活必需品の買い物
 - ⑤ その他必要な家事
- 四 通院等乗降介助に関する内容
 - ① 身体介護を伴わないもの
 - ② 身体介護を伴うもの
- 五 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害者に対して、居宅における入浴、排泄又は食事の介護、その他厚生労働省で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与する。
- 六 同行援護

視覚障害等によって著しい困難を有する障害者に対して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。
- 七 生活等に関する相談及び助言

(利用者から受領する費用の額等)

第7条 障害福祉サービスを提供した際は、利用者及び障害児の保護者（以下「支給決定

障害者等」という。)から市町村長が定める負担上限月額の範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない障害福祉サービスを提供した際には、支給決定障害者等から前項に掲げる居宅利用負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。

3 事業所は前項の支払を受ける額のほか、第8条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点からの実費を利用者から徴収する。なお、事業者の自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

一 事業所から、通常の実施地域を越えて1kmにつき 10円

なお、事業所は交通費の利用者負担額を徴収する場合は、契約書及び重要事項説明書等に明記し、利用者又はその家族に対してあらかじめ説明しなければならない。

4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った支給決定障害者等に対して交付しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、旧小田町を除く内子町内とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止のための措置)

第10条 障害者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

第11条 提供した指定居宅介護に関する利用者又は障害児からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 現に居宅介護の提供を行っているときに利用者又は障害児に病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

3 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行い等の必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止に係る措置)

第12条 事業所はサービス提供に当たって、利用者の身体、財産、権利等を擁護するため、本会が別に定める「社会福祉法人内子町社会福祉協議会虐待防止のための指針」を遵守し

ます。また、本会は事業所において指針が遵守されているか、指針の内容が適正かどうかなどを検討するため、虐待防止委員会を設置します。虐待等が発生した場合、速やかに保険者である内子町へ報告すると共に、その要因の除去に努めるなど、本会の定める「虐待防止のための指針」に基づいて適切な措置を講じると共に、必要に応じて「虐待防止委員会」に意見を求める。

（その他運営についての重要事項）

第13条 本事業所は、従業者の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1カ月以内

二 継続研修 年 1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又は障害児もしくはその家族の秘密を保持する。

3 従業者であつた者に、業務上知り得た利用者又障害児もしくはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 本事業所は、利用者又は障害児に対する居宅介護の提供に関する記録及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人内子町社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年8月20日から施行する。

この規程は、平成26年10月10日から施行する。

この規程は、平成29年8月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年8月22日から施行する。

この規程は、令和6年10月24日から施行する。